

令和5年4月1日現在

## 介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件

安城市身体障害者デイサービスセンターでは、職員への計画的な研修機会の提供や働きやすい職場環境の整備などを行い、事業所において2種類の処遇改善加算の算定要件を満たしていることから、以下の処遇改善加算が適用されています。

### 1 処遇改善加算

介護職員の処遇向上を目的に、国が定める一定の要件を満たす事業所について加算

### 2 特定処遇改善加算

介護職員の定着化を目的に、介護職員の技能・経験・勤続年数等を基準に更なる処遇向上を目指した加算

加算の取得状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容については、ホームページへの掲載等により公表することが求められていることから、以下のとおり掲載いたします。

#### ○ 加算の取得状況

障害福祉サービス		
事業所名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
安城市身体障害者 デイサービスセンター	加算Ⅲ	特定Ⅰ

○ 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み

入職促進に向けた取組	○職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	○有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	○福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施 ○短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	○業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や業務負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善